第2回審議会 資料2

政務調査費のあらまし

議会事務局

1 法制化の趣旨

地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、<u>地方</u>議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて、<u>情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保</u>する。(平成12年5月18日、衆議院地方行政委員会における地方自治法の一部を改正する法律案の起草案趣旨説明)

この法律案は、平成12年5月18日に衆議院本会議において、同月24日に参議院本会議においてそれぞれ全会一致で可決、成立した。そして、この法律は、同月31日に公布(平成12年法律第89号)され、平成13年4月1日から施行された。

2 制度の概要

地方自治法

第 100条

- ③ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため 必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付すること ができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定 めなければならない。
- ④ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- (1) 政務調査費は、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付することができるものであること。
- (2) 政務調査費の交付に当たっては、条例の定めを要すること。
- (3) 政務調査費の交付先は、会派又は議員(双方に交付してもよい。)であること。

(以上第13項)

- (4) 政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議 長に提出するものとされていること。 (第14項)
- (5) 政務調査費の額を条例で定めるに当たっては、特別職報酬等審議会等の第三者機関の意見をあらかじめ聞くなど、住民の批判を招くことがないよう配慮することとされていること。

(平成12年5月31日付け自治行第32号自治省行政局行政課長通知)

3 長野市における政務調査費の概要

事	項	説明	備考
(1) 交	付対象	会派(所属議員が1人の場合を含む。)	
(2) 交	付 額	議員1人当たり月額9万7,000円	平成15年度までは、月額10 万円
	寸額に係	長野市特別職報酬等審議会に、市長が諮問する。	長野市特別職報酬等審議 会条例
(4) 交	付方法	所属議員数に応じ半期ごとに交付する。	4月及び10月に交付
(5) 使:	途 基 準	会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用し、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。	長野市政務調査費の交付 に関する条例施行規則別 表
(6) 領 の	収 書 等 添 付	収支報告書に領収書等の証拠書類を添付して提 出しなければならない。	平成17年度分から実施。情 報公開の対象となる。
(7) 政務 の	务調査費 返 還	会派が交付を受けた政務調査費の総額から、当該 会派が市政の調査研究に資するため必要な経費と して支出した総額を控除して残余がある場合は、残 余相当額を返還しなければならない。	年度ごとに精算
(8) そ	の他	長野市議会政務調査費使途基準運用指針を定め ている。	

4 経過

平成13年4月1日	○ 地方自治法の一部を改正する法律(平成12年法律第89号)施行
	○ 長野市政務調査費の交付に関する条例(平成13年長野市条例第1号)施行
平成16年3月1日	○ 政務調査費の使途基準について、より透明性・明確性を高め厳正な取扱い
	をするための統一した運用指針の策定に向け、議会に政務調査費調査研究検
	討会を設置(*1)
平成16年4月1日	○ 政務調査費の額を、月額10万円から月額9万 7,000円に3%減額
平成16年9月17日	○ 政務調査費調査研究検討会から検討結果を議会運営委員会に報告
	○ 政務調査費使途基準運用指針を決定(10月1日から6月間試行)
平成17年4月1日	○ 長野市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例施行(収支報
	告書に領収書等の証拠書類の添付を義務付ける。)
	○ 政務調査費使途基準運用指針を本実施(*2)
平成19年12月18日	○ 政務調査費等検討委員会を設置(*3)

- (*1) 議会運営委員会の諮問機関として設置したもので、当時の4会派、8人の議員で構成
- (*2) 平成20年5月1日までの間、3次にわたり改定
- (*3) 議会運営委員会の諮問機関として設置したもので、5会派、11人の議員で構成

長野市政務調査費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月30日 長野市規則第2号

改正 平成17年3月30日規則第14号

(趣旨)

(交付申請)

第1条 この規則は、長野市政務調査費の交付に関する条例(平成13年長野市条例第1号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

- 第2条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、長野市政務調査費 交付申請書(様式第1号)を議長を経由して市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により申請書を提出した会派の代表者は、申請した事項に変更が生じたと きは、長野市政務調査費交付申請事項変更承認申請書(様式第2号)を議長を経由して 市長に提出しなければならない。
- 3 会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、その旨を速やかに議長を経 由して市長に届け出なければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、政務調査費の額 を決定し、会派の代表者に通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者は、政務調査費の交付に係る月の6日までに、長野市政務調査費交付請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。 (使途基準)

第5条 条例第5条に規定する規則で定める使途基準は、別表左欄に掲げる区分に応じ、 同表右欄に定めるとおりとする。

(収支報告書の写しの送付)

- 第6条 条例第7条第1項に規定する収支報告書は、長野市政務調査費収支報告(様式第4号)によるものとする。
- 2 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿の保管)

第7条 会派の経理責任者は、政務調査費の支出について会計帳簿を調製し、当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日規則第14号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

区 分	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は会派に所
	属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するた
	めに必要な経費(会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、
	旅費、宿泊費等)
調査旅費	会派が行う先進地調査、現地調査等に必要な経費(交通費、旅費、
	宿泊費等)
資料作成費	会派が行う資料の作成に必要な経費(印刷製本費、翻訳料、事務機
	器購入費、リース料等)
資料購入費	会派が行う図書、資料等の購入に必要な経費
広報・広聴費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策についての市民への報
	告及び広報活動に必要な経費又は市政、会派の政策等に市民の意見
	を反映するための会議等に必要な経費(印刷製本費、通信運搬費、
	会場費、旅費、茶菓料等)
人件費	会派の政務調査費に係る事務を行う職員を雇用する経費
事務所費	会派の政務調査費に係る事務を行う事務所の設置、管理等に必要な
	経費 (賃借料、維持管理費、備品購入費等)
その他の経費	その他必要な経費

様式第1号(第2条関係)

長野市政務調査費交付申請書

年 月 日

長野市長様

長野市政務調査費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により申請します。

- 1 会派結成年月日
- 2 経理責任者名
- 3 所属議員数 人(月1日現在)
- 4 交付申請額(年度分)

添付書類 所属議員の氏名を記した書類

様式第2号(第2条関係)

長野市政務調査費交付申請事項変更承認申請書

年 月 日

長野市長様

長野市政務調査費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により申請します。

区分	変更前	変更後	変更年月日
会派の名称			
代表者名			
経理責任者名			
所属議員数			
交付申請額	円	円	

添付書類 所属議員数の変更にあっては、所属議員の氏名を記した書類

様式第3号(第4条関係)

長野市政務調査費交付請求書

年 月 日

長野市長様

会 派 名 代表者名

長野市政務調査費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により政務調査費を請求します。

請求額

年度前(後)期分

様式第4号(第6条関係)

長野市政務調査費収支報告書

年 月 日

長野市議会議長様

会 派 名 代表者名

長野市政務調査費の交付に関する条例第7条第1項の規定により提出します。

1 収 入 政務調査費

円

2 支 出

区 分	金	額	備	考
研究研修費		円		
調査旅費				
資料作成費				
資料購入費				
広報・広聴費				
人 件 費				
事 務 所 費				
その他の経費				
合 計				

注 備考欄には、支出の主たる内訳を記載すること。

3 収入支出差引残額

円

長野市議会政務調査費使途基準運用指針

(平成20年5月1日改定)

費目	使途内容	支出基準	使途禁止事項
出席者負担金	他の団体が開催する研修会等に参加するための経費	具体的な研修内容を記入した報告書を提出する。 ※ 領収書及び案内文・資料の写しを添付	・研修会での食事代
会費	他の団体が開催する総会、各種大会等の会議への出席に係る経費	1 具体的な協議事項、懇談内容を記入した報告書を提出する。 2 1件当たり3,000円を上限とする。 ※ 領収書及び案内文・資料の写しを添付(領収書の受け取りが困難な場合は自己所有の領収書様式を使用できるが、金額、受領印(又はサイン)については相手方に記入を求める。) ※ 案内文に会費の金額が記入されていない場合は、公的施設(公民館等)は2,000円、それ以外は3,000円をそれぞれ上限とする。	・飲酒を主目的とした会合や懇親会的な会合への支出・地元市職員等の親睦的団体との懇親会
旅費(市内)	市内地域(長野広域圏内市町村を含む。)での調査活動に係る交通費等	1 具体的な調査内容を記入した報告書を提出する。 ※ 案内文を添付する。 ※ 入学式等に来賓として出席した場合は、出席したことにより調査できた状況等、具体的な調査内容を報告することで支出できる。 2 自家用車 37円/km×走行距離+駐車場料金 ※ 同乗者がいる場合は、自動車の所有者のみを支給対象とする。 ※ 駐車場代の領収書を添付 3 公共交通機関 実費 4 タクシー・代行 実費 ※ タクシー・代行代の領収書を添付 ※ 原則として懇親会が開催される場合に支出し、懇親会がない場合は自家用車、公共交通機関を利用する。	用料 ・費用弁償又は報 酬が支給される 会議 ・広域連合議会、 一部事務組合議

費目	使 途 内 容	支出基準	使途禁止事項
旅 費	視察及び研修会等	1 具体的な調査内容を記入した行政視察報告書	<u></u> ・出張先市内のタ
(市外)	への出席のため市	(No.1、No.2) を提出する。	クシー代
	外(長野広域圏内	※ 報告書No.1…複数の議員が参加した場合、代	・会派事務員に係
	市町村を除く。)へ	表者が作成する。	る経費
	旅行するための経	※ 報告書No.2…視察に参加した全議員が作成す	
	費	る。	
		2 旅費の額は、長野市職員等の旅費支給条例に規	
		定する額を上限とする。	
		3 自家用車を使用する場合の交通費	
		37円/km×走行距離+駐車場料金	
		※ 駐車場代の領収書を添付	
		※ 高速道路等の有料道路を利用した場合は領収	
		書を添付	
印刷製本	議会報告、その他		
費	資料の作成、コピ	成品を保存する。	
	一料金等に係る経		
	費		
事務機器		会派控室又は事務局との連絡のため自宅で使用す	
購入費		るFAX用コピー紙・感熱紙、パソコンプリンタ用	
	係る経費	インクカートリッジ等は、購入金額の2分の1以内	
次心時ます	が田 事際 スの	とする。(その他の経費ー消耗品)	正見よった告ぶ
資科購入 費	新聞、書籍、での 他資料等に係る経	1 会派控室用は、1紙(誌)1部を原則とする。 2 自宅における調査活動用新聞(新聞社等による	・所属する政党が 発行する新聞
貝	世員科寺に依る柱	2 日七におりる調査付勤用利用(利用任等による 情報データベース利用料金を含む。)、月刊誌等は、	光119 ②利用
	月	月額合計金額の2分の1以内で、かつ、5,000円	
		を上限とする。	
		ただし、新聞については、1紙は対象外とし2	
		紙目以降を対象とする。	
		※ 口座振替の新聞代金等については、年度当初	
		に会派の事務職員等が通帳を確認し、作成した	
		支払証明書を領収書に代えることができる。	
		なお、年度の中途で変更があった場合は、そ	
		の都度新たに通帳の確認及び支払証明書の作成	
		を行う。	
		※ 書籍類の購入は、会派の調査研究活動に必要	
		なものに限る。購入した書籍類は、図書台帳に	
		記載する。	

費目	使途内容	支出基準	使途禁止事項
通信運搬	固定電話、ファク	1 会派控室で使用する電話、ファクシミリ、イン	・テレビ視聴料に
費	シミリ、インター	ターネットに係る料金、郵便料金、宅急便発送に	電話料金が含ま
	ネット、携帯電話、	係る料金	れているケーブ
	郵便、宅急便等に	2 自宅における調査活動のための通信費(固定電	ルテレビの料金
	係る経費	話、ファクシミリ、携帯電話、インターネット、	(電話料金が特
		有線電話)は、月額合計金額の2分の1以内で、	定できないた
		かつ、10,000円を上限とする。	め)
		※ 個人あての請求書の写しを添付(電報料金を	
		除くため)	
		※ 同一種類につき1台(1口)までとする。	
		(例) 固定電話が複数台ある場合、2台目以降	
		は対象外	
人件費	政務調査活動を補	会派で雇用する者	・家族の雇用
	助するための人件	※ 出勤簿等出勤の事実を証する書類を整備する	・政党活動及び後
	費	こと。	援会活動に係る
			雇用
備品購入	パソコン、プリン	会派控室で使用する物	
費	ター、ファクシミ	※ 原則としてリースとする。	
	リ等、1件30,000	※ やむを得ず購入した場合は、会派の備品とし	
	円以上の物品に係	て記録し、会派の解散等で不用になった場合は	
	る経費	事務局に預ける。	

◎ その他政務調査費での支出が認められない経費

1 交際費的な経費 慶弔費、餞別、見舞い、慶弔電報、広告料、パーティー券購入代金

2 寄附、贈与的な経費 他団体への寄付、協賛金、賛助金、政経セミナー会券代

3 政党活動的な経費 党費、党大会参加費、党印刷物経費

4 個人活動的な経費 選挙活動、後援会活動の経費

5 飲 食 費 会派が主催する会議に伴う飲食に係る経費

6 そ の 他 同窓会、趣味の会等、傷害保険料

1 政務調査費の会費の対象となる会議の例

- (1) 市行政にかかわる意見交換がある会議
 - 区長会総会
 - 行政懇談会
 - 交通安全推進委員会総会
 - 社会福祉協議会総会
 - 民生児童委員協議会総会
 - 同和促進協議会総会
 - ・ 老人クラブ総会
 - PTA総会
 - ・ 商工会議所・商工会総会
 - 商店会総会
 - 環境美化連合会総会
 - 開発(振興)委員会
 - 各種期成同盟会
 - 各種建設委員会
 - 土地改良区総会
 - ・ 地域フォーラム
 - ・ その他市行政にかかわる意見交換がある会議
- (2) 行政が主催する会議

2 政務調査費の会費の対象とならない会議の例

- 成人式
- 入学式、卒業式、入園式、卒園式、運動会
- スポーツ大会
- · 新年会、忘年会

年度別政務調査費支出状況 (全会派計)

単位 円、%

年度	交付額	雑収入	収入合計額	支出額	返還額	支出率
	1	2	3=1+2	4	5=3-4	4 / 3 *100
平成13年度	50, 400, 000	2, 385	50, 402, 385	49, 154, 753	1, 247, 632	97. 5
平成14年度	50, 400, 000	299	50, 400, 299	48, 981, 274	1, 419, 025	97. 2
平成15年度 (上半期)	25, 200, 000	118	25, 200, 118	22, 623, 288	2, 576, 830	89.8
平成15年度 (下半期)	25, 200, 000	110	25, 200, 110	23, 708, 222	1, 491, 888	94. 1
平成16年度	48, 500, 000	286	48, 500, 286	40, 751, 001	7, 749, 285	84. 0
平成17年度	51, 701, 000	316	51, 701, 316	39, 991, 527	11, 709, 789	77. 4
平成18年度	52, 186, 000	10, 504	52, 196, 504	34, 934, 499	17, 262, 005	66. 9
平成19年度(上半期)	26, 190, 000	17, 345	26, 207, 345	11, 537, 944	14, 669, 401	44. 0
平成19年度 (下半期)	21, 534, 000	13, 219	21, 547, 219	15, 001, 598	6, 545, 621	69. 6

政務調査費使途基準運用指針実施前後の支出状況(全会派計)

単位 円、%

区分	交付額 ①	雑収入	収入合計額 ③=①+②	支出額 ④	返還額 ⑤=③-④	支出率 ④/③*100
平成15年度 以前合計	151, 200, 000	2, 912	151, 202, 912	144, 467, 537	6, 735, 375	95. 6
平成16年度 以前合計	199, 700, 000	3, 198	199, 703, 198	185, 218, 538	14, 484, 660	92. 8
平成17年度 以降合計	151, 611, 000	41, 384	151, 652, 384	101, 465, 568	50, 186, 816	66. 9

(注) 平成16年10月1日から政務調査費使途基準運用指針を試行 平成17年4月1日から政務調査費使途基準運用指針を本実施

年度別 · 会派別政務調査費支出率

年度	会派							
	合計	新友会	共産党	公明党	市民クラブ	眞成会	無所属	
13年度	97. 5	95. 5	100.0	100.0	100.0	100.0		
14年度	97. 2	94. 9	100.0	100. 0	100.0	100.0	_	
 15年度 (上半期)	89. 8	83. 0	99. 6	96. 6	96. 3	100.0	_	
	合計	新友会	共産党	公明党	市民ネット	新風会	無所属	
15年度 (下半期)	94. 1	100.0	100. 0	79. 9	100.0	_	50. 7	
16年度	84. 0	75. 6	99. 9	100.0	99. 5	72. 1	67. 4	
17年度	77. 4	69. 8	94. 2	93. 4	88. 6	92. 0	4. 1	
18年度	66. 9	57. 1	89. 2	89.8	85. 0	80. 2	1. 3	
 19年度 (上半期)	44. 0	35. 1	64. 9	49. 3	74. 0	59. 5	2. 8	
	合計	新友会	共産党	公明党	政信会	市民ネット	無所属	
 19年度 (下半期)	69. 6	55. 5	87. 5	99. 9	86. 4	47. 4	41.8	

(注)

¹ 会派の記載順は、同一性があると認められる会派(新友会、共産党及び公明党)について、平成19年度下半期の会派所属議員数の多い順とした。 2 無所属は、無所属議員の計である。ただし、交付の申請がなかった議員を除く。

平成19年度(下半期)会派別政務調査費収支一覧

1 収入

	区分		長野市議会 新 友 会	日本共産党長 野市会議員団		政 信 会	市民ネット	無所属	全会派
			17人	6人	5人	5人	2人	2人	37人
交	付	額	9, 894, 000	3, 492, 000	2, 910, 000	2, 910, 000	1, 164, 000	1, 164, 000	21, 534, 000
雑	収	入	7, 734	1, 661	1, 039	1, 158	804	823	13, 219
É	à i	Ħ	9, 901, 734	3, 493, 661	2, 911, 039	2, 911, 158	1, 164, 804	1, 164, 823	21, 547, 219

2 支出

区分	長野市議会 新 友 会	日本共産党長 野市会議員団	公 明 党 長野市議員団	政 信 会	市民ネット	無所属	全会派
研究研修費	680, 381	305, 622	1, 330, 019	104, 104	61, 861	345, 012	2, 826, 999
調査旅費	113, 640	475, 794	50, 820	561, 500	60, 890	2, 240	1, 264, 884
資料作成費	336, 301	117, 600	117, 600 382, 669	4, 062	30, 000	12, 311	882, 943
資料購入費	347, 186	191, 719	201, 383	49, 652	116, 223	3, 707	909, 870
広報・広聴費	2, 418, 931	804, 453	379, 672	1, 148, 434	246, 827	25, 542	5, 023, 859
人 件 費	1, 515, 440	895, 832		300, 000		98, 350	2, 809, 622
事務所費	20, 601	262, 214	553, 037	345, 445	36, 290		1, 217, 587
その他経費	55, 085	856	9, 893				65, 834
合 計	5, 487, 565	3, 054, 090	2, 907, 493	2, 513, 197	552, 091	487, 162	15, 001, 598

3 返還額

	区分		長野市議会 新 友 会	日本共産党長 野市会議員団	公 明 党 長野市議員団	政	信	会	市民ネット	無所属	全会派
返	還	額	4, 414, 169	439, 571	3, 546	(397, 9	961	612, 713	677, 661	6, 545, 621

(注)

¹ 会派名下の人数は、会派所属議員の人数 2 無所属議員のうち、2人は、交付の請求をしていない。